

報 告 事 項

全国学力・学習状況調査の結果に係る情報公開請求について

平成21年8月21日

報告事項

全国学力・学習状況調査の結果に係る情報公開請求について

平成21年8月3日、全国学力・学習状況調査の結果公開に係る大阪府情報公開審議会の答申が出された。その答申を踏まえ、異議申立てに対する対応について、別紙のとおりの方針とする。

平成21年8月21日

<参考>

[趣旨]

全国学力・学習状況調査の結果公開に係る異議申立てについて、大阪府情報公開審査会答申を尊重するとともに、平成21年7月教育委員会会議において議決された方針に基づき、一部の市町村別結果を除き、公開決定をするに当たっての方針を専決したことについて、委員会に報告する件。

[根拠規定]

大阪府情報公開条例

(公開しないことができる行政文書)

第八条 実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができる。

四 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(審査会への諮問)

第二十条 公開決定等について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第一百六十号)に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大阪府情報公開審査会(以下「審査会」という。)に当該不服申立てに対する決定又は裁決について諮問しなければならない。

一・二 (略)

(答申等)

第二十九条 (略)

- 3 諮問実施機関又は諮問実施法人は、審査会が第一項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

大阪府教育委員会事務決裁規則

(専決した事項等の報告)

第七条 教育長、教育次長又は室長が専決した事項中必要と認められるものは、すみやかに委員会の会議において報告しなければならない。

全国学力・学習状況調査の結果に係る情報公開請求について

【1】 情報公開請求の経緯及び概要

H20

- 9/ 2 情報公開請求(全国学力・学習状況調査(H19,20 年度)に関する市町村別資料一式)
- 9/16 部分公開決定(様式のみ公開して市町村別の数値部分は非公開)
- 9/19 異議申立(本件処分を取り消し、全部公開を求める。)
- 9/25 大阪府情報公開審査会に諮問

H21

- 8/ 3 大阪府情報公開審査会答申

【2】 答申の概要

論点	府教委の決定内容(昨年 9/16)	審査会の判断
学校数 児童数 生徒数	公開せず	公開すべき ○文部科学省において公表されている情報ではないものの、これを公開しても、当日、欠席や遅刻、早退などにより、各調査の集計対象とならなかった児童又は生徒の人数がわかるだけであり、府又は国等の事務に著しい支障があるとは認められない
市町村別の 学力調査 データ公開 について		公開すべき ○市町村は児童生徒が直接所属する集団ではないことから、児童生徒の学習に及ぼす影響は比較的小さい。 ○実際、多くの市町村教育委員会が平均正答率等を公表している。
1小1中の 市町村別の 学力調査 データ公開 について		公開すべき ○小学校又は中学校が1校のところがあるが、学校別の数値が公開されない以上、学校間の序列化は生じず、市町村間の数値のばらつきも、比較的小さいことから、市町村別の数値と同様に考えるべきである
市町村別の 児童質問紙調査 データ公開 について		公開すべき ○特定の児童・生徒が識別される情報ではなく、市町村のような一定の広がりのある地域の特性に関わる情報は、通常公開される情報である。 ○また、既に相当数の市町村において学力調査の結果との関係等の分析を行い、公表されている。
市町村別の 学校質問紙調査 データ公開 について		公開すべき ○特定の児童・生徒が識別される情報ではなく、市町村のような一定の広がりのある地域の特性に関わる情報は、通常公開される情報である。

【3】府教育委員会の対応

大阪府情報公開審査会答申を尊重するとともに、平成21年7月教育委員会会議において議決された方針に基づき、一部の市町村別結果を除き、公開することとする。

報 告 事 項

全国学力・学習状況調査の結果に係る情報公開請求について

平成21年8月21日